(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県八頭郡智頭町大字山根字迎田七一二番一から同町大字三田字上河原一一八八番まで	前	一〇・八メートル～二六・九四メートル
	後	一三・三四メートル～二六・九四メートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　鳥取県八頭郡八頭町徳丸字竹市屋敷一六一一番五から同町徳丸字竹市屋敷一六三八番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県八頭郡八頭町徳丸字竹市屋敷一六一一番五から同町徳丸字竹市屋敷一六三八番一まで	前	一一・〇メートル～二九・〇メートル
	後	一二・三六メートル～三〇・九〇メートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　鳥取県八頭郡八頭町徳丸字竹市屋敷一六一一番五から同町徳丸字竹市屋敷一六三八番一まで　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月二十九日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号及び三百二十号　愛媛県南宇和郡愛南町増田四一五七番から同町増田四二〇〇番まで　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月二十九日

人事異動

警察庁

（警察庁情報通信局情報通信企画課長）警視監　宮園　司史

防衛省に出向させる

（警察大学校術科教養部長兼教授）警察庁事務官　緒方　禎己

警視長に任命する

警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長を命ずる

（警察大学校刑事教養部長兼教授）警視長　相浦　勇二

警視監に任命する

警察庁情報通信局情報通信企画課長を命ずる

（警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長）同　四方　光

警察大学校刑事教養部長兼教授兼財務捜査研修センター付兼警察政策研究センター付を命ずる

（中日本高速道路株式会社東京支社保全・サービス事業部副部長）　佐藤　正顕

警察庁事務官に任命する

警察大学校術科教養部長兼教授を命ずる（以上十月二十二日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　横山　浩典

東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局広報課付を命ずる　梶川　匡志

同　東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局総務局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する　吉岡　大地

同　東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局人事局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する　同　石川　貴司

同　東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる（各通）　同　貝阿彌　亮

同　東京地方裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局行政局付を命ずる　同　財賀　理行

東京簡易裁判所判事に補する（各通）

同　東京家庭裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる

東京簡易裁判所判事に補する　同　石井　義規

同　東京地方裁判所判事に補する（各通）　同　及川　勝広

東京地方裁判所判事に補する　小野　裕信

同　東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事に補する　遠田　真嗣

同　東京簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事に補する　同　小池　将和

同　東京地方裁判所判事に補する　同　榊原　敬

東京簡易裁判所判事に補する（各通）　同　国分　史子

東京地方裁判所判事に補する　瀬田　浩久

同　東京地方裁判所判事に補する

東京簡易裁判所判事に補する　内藤恵美子

同　東京地方裁判所判事に補する

横浜地方裁判所判事に補する　宮崎　雅子

同　さいたま地方裁判所判事に補する

さいたま地方裁判所熊谷支部勤務を命ずる　一場　修子

兼ねてさいたま家庭裁判所熊谷支部勤務を命ずる

熊谷簡易裁判所判事に補する　赤松　亨太

同　千葉地方裁判所判事に補する

兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する　同　諸徳寺聡子

千葉地方裁判所判事に補する　同　林　啓治郎

兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する

千葉簡易裁判所判事に補する（各通）　安江　一平

同　千葉地方裁判所判事に補する

兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する　高島由美子

同　宇都宮地方裁判所判事に補する

兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する

宇都宮簡易裁判所判事に補する　三宅知三郎